

大阪広域環境施設組合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月6日

大阪広域環境施設組合
監査委員 阪井千鶴子
同 金子恵美

監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

1 通知を行った者の氏名

大阪広域環境施設組合管理者 横山 英幸

2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

(1) 通知を受けた日：令和5年12月19日

対象：令和4年度定期監査等

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	置分類	措置日
1 (3)	SNSの運用について改善を 求めるもの 本組合では、SNS（Social Networking Service）のうち、 Facebook 及びTwitterを用いた 情報発信を行っている。	1 ・組合として統一的な運用を行う ために令和5年11月1日付で 「大阪広域環境施設組合公式S NS運用マニュアル」を制定し た。	措置済	令和5年 11月1日
	Twitterについては、総務課で 管理する組合のアカウントと各 工場で管理する工場別のアカウ ントがあり、組合では「公式SN S（Facebook 及びTwitter）運 用方針」を、工場では「公式SN S（Twitter）運用方針」定めて	2 ・制定したマニュアルは直ちに庁 内ポータルサイトに掲載し職員 が閲覧可能な環境を整備すると ともに、各所属へ周知した。 ・制定したマニュアルを基に各所 属の実務担当者を対象とするe	措置済	令和5年 11月30日

<p>運用している。</p> <p>SNSはその手軽さから多くの利用者を獲得しているが、反面、何気ない一言で大きな影響を与えることもあり、組織としてSNSを運用するにあたりしっかりとした手順を踏まえる必要があり、ホームページの運用と同様に、統一的にSNSの運用を行うための体制や基準等を定める必要がある。</p> <p>今回の監査において、SNSの運用状況を確認したところ、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合として統一的な運用を行うためのマニュアル等がないため、担当者の裁量でSNSが運用されている。 ・組合で定める「公式SNS (Facebook 及びTwitter) 運用方針」及び各工場で定める「公式SNS (Twitter) 運用方針」に策定日や改定日が記載されていない。 <p>[指摘事項]</p> <p>1 総務課はSNSを運用するためのマニュアル等を作成すること。</p>	<p>ラーニング形式の「公式SNS運用に係る研修」を令和5年11月1日から11月30日の期間に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度以降も同様の研修実施を計画している。 <p>3</p> <p>令和4年度末に公式SNS運用方針の見直しを行い、運用方針に策定日・改定日を追記した。今後も定期的に見直しを行い、改定等が必要と判断した場合は、速やかに改定を行う。</p>	<p>措置済</p>	<p>令和5年 3月15日</p>
---	---	------------	-----------------------

<p>2 作成したマニュアル等を各所属に周知すると共に、職員が閲覧可能な環境を整備すること。</p> <p>3 総務課及び各工場は公式SNS運用方針の見直しを行うこと。</p>			
--	--	--	--